

小田原市基準緩和通所型サービス（緩和した基準によるサービス）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A 6	1211	通所型独自サービス／2 1 (※1)	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者（週1回程度）・要支援1	1,144単位	1,144	1月につき	
A 6	1212	通所型独自サービス／2 1日割		38単位	38	1日につき		
A 6	1221	通所型独自サービス／2 2 (※2)		事業対象者（週2回程度）・要支援2	2,364単位	2,364	1月につき	
A 6	1222	通所型独自サービス／2 2日割		78単位	78	1日につき		
A 6	1213	通所型独自サービス／2 1回数 (※3)		事業対象者（週1回程度）・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	263単位	263	1回につき	
A 6	1223	通所型独自サービス／2 2回数 (※4)		事業対象者（週2回程度）・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	272単位	272		
A 6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		ロ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000	加算	1月につき
A 6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000	加算	
A 6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/1000	加算		
A 6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000	加算		

(※1) 要支援1または週1回程度利用の事業対象者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。

(※2) 要支援2または週2回程度利用の事業対象者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。

(※3) 要支援1または週1回程度利用の事業対象者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が4回/月を超える場合は、「1211(1,144単位)」を使用。

(※4) 要支援2または週2回程度利用の事業対象者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は、「1221(2,364単位)」を使用。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A 6	8004	通所型独自サービス／2 1・定超	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,144単位	定員超過の場合 × 70%	801	1月につき
A 6	8005	通所型独自サービス／2 1日割・定超		38単位	26		1日につき	
A 6	8014	通所型独自サービス／2 2・定超		事業対象者・要支援2	2,364単位		1,655	1月につき
A 6	8015	通所型独自サービス／2 2日割・定超		78単位	54		1日につき	
A 6	8006	通所型独自サービス／2 1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	263単位		184	1回につき
A 6	8016	通所型独自サービス／2 2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	272単位		190	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A 6	9004	通所型独自サービス／2 1・人欠	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,144単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	801	1月につき
A 6	9005	通所型独自サービス／2 1日割・人欠		38単位	26		1日につき	
A 6	9014	通所型独自サービス／2 2・人欠		事業対象者・要支援2	2,364単位		1,655	1月につき
A 6	9015	通所型独自サービス／2 2日割・人欠		78単位	54		1日につき	
A 6	9006	通所型独自サービス／2 1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	263単位		184	1回につき
A 6	9016	通所型独自サービス／2 2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	272単位		190	